R8年10月15日

血液内科だより

高額療養費制度が新しくなりました！

2026年8月から、高額療養費制度が改正されました。
月ごとの上限は一部の方が引き上げられますが、新たに「1年間の上限」が設けられ、長期治療の負担が軽くなります。また、多数回該当(過去12ヶ月で3回以上)の上限額は従来どおりです。

年間の医療費に上限ができ、負担が軽くなります！

2026年8月から、高額療養費制度に「1年間の上限」が新しくできました。

区分ウ：上限53万





1年間（8月～翌7月）の自己負担の合計が、所得に応じた上限額に達すると、**それ以降の医療費の自己負担は0円になります。**
窓口では通常どおり自己負担をお支払いいただきますが、上限を超えた分は、後から健康保険から全額払い戻されます。
長く治療が続く方や、月ごとの負担は少なくても年間では大きくなる方の 医療費負担を軽くするための新しい仕組みです。

70歳未満	70歳以上	入院+外来（世帯ごと）	多数回該当	年間上限
ア	現役並みⅢ	270,300円+（医療費-901,000円）×1%	140,100円	1,680,000円
イ	現役並みⅡ	179,100円+（医療費-597,000円）×1%	93,000円	1,110,000円
ウ	現役並みⅠ	85,800円（医療費-286,000円）×1%	44,400円	530,000円
エ	一般Ⅰ.Ⅱ	61,500円 ※	44,400円	530,000円
オ	－	36,900円	24,600円	290,000円
－	住民税非課税世帯Ⅱ	外来11,000円 世帯25,700円	24,600円	290,000円
－	住民税非課税世帯Ⅰ	外来8,000円 世帯15,700円	15,000円	180,000円

※70歳以上の方は、外来が27,000円になります。